

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会
データの取扱いWG（第1回）
議事概要

- 1 日時：令和3年11月8日（月）13:00～15:05
- 2 場所：WEB 会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員
中村主査、生貝構成員、板倉構成員、今村構成員、澤構成員、巽構成員
谷川構成員、寺田構成員、長田構成員、藤沢構成員、森構成員
 - ・ オブザーバー、その他
日本郵政株式会社 大角 DX 推進室長
日本郵便株式会社 斎藤郵便・物流事業企画部長、
小谷情報管理・マネーローンダリング対策室長
個人情報保護委員会事務局 赤阪参事官
内閣官房郵政民営化推進室 西岡副室長
日本弁護士連合会 富田隆司弁護士会照会制度委員会副委員長
佐藤三郎弁護士会照会制度委員会委員
諸橋奈津子法制部法制第一課
 - ・ 総務省
総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課 小川課長
情報流通行政局情報通信作品振興課 豊重課長補佐
情報流通行政局郵政行政部 今川郵政行政部長、高田企画課長、
寺村信書便事業課長、松田郵便課長（事務局）
- 4 議事次第
 - (1) 事務局 説明 「開催要綱」、「検討アジェンダ」、「検討スケジュール」
 - (2) 日本弁護士連合会 説明 「弁護士会照会制度の概要」
 - (3) 個人情報保護委員会事務局 説明 「令和2年・3年改正個人情報保護法について」
 - (4) 消費者行政第二課 説明 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの検討状況について」
 - (5) 情報通信作品振興課 説明 「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインについて」
 - (6) 日本郵便 説明 「日本郵便株式会社における改正個人情報保護法施行に向けた対応」
 - (7) 意見交換
- 5 議事
議事次第に沿って、それぞれ説明を行い、質疑応答・意見交換を行った。概要は以下のとおり。
 - 日本弁護士連合会から、裁判所などは、転居届は通信や信書そのものではなく、

個々の郵便物とは別個のものであること、転居届情報が報告されても、個々の信書の内容が推知されるものではないことから、郵便法第8条第1項の「信書の秘密」には当たらないと判示しているとの説明があり、弁護士会照会制度は公法上の重要な役割を担っており、郵便法第8条第2項の「郵便物に関して知り得た秘密」に係る守秘義務を負っていることをもって、報告を拒絶する正当な事由があるとは判断できないこと、報告を拒絶する正当な理由があるか否かについては、報告することによって生ずる不利益と報告を拒絶することによって犠牲になる利益の比較衡量によって決せられるべきとの意見が表明された。

- 日本弁護士連合会から、弁護士会照会についての全体の拒否率は3%程度であるところ、郵便関係の拒否率は44%強となっていること、転居届に係る情報の弁護士会照会については、郵便分野ガイドラインの解説で例示している空き家等の事案以外の照会には一律に回答がなされていないが、同解説では、郵便法第8条第2項に該当する情報については、比較衡量の結果、第三者提供が可能になることが明記されており、開示がなされてしかるべきとの意見が表明された。
- 弁護士会照会に対する回答をする、拒否するとの判断をするに当たっては、現場のレベルで比較衡量は困難であるので、郵便分野ガイドラインの解説等において整理をして示す必要があるのではないか。
- 弁護士会照会に対し、郵便の転居届情報の提供が一律に拒否されている理由について、郵便法第8条第1項および第2項の条文の書き方に照らして具体的に説明できるかが問題である。
- 電気通信事業法第4条は、第1項も第2項も通信に係る秘密ということで対象が同じように見えるが、郵便法第8条は、第1項は信書の秘密であるのに対して、第2項は郵便物に関する秘密となっている。
- 電気通信事業法第4条第1項は通信の秘密、第2項は通信を媒介する等の業務を遂行するなかで知り得たものも含めるといえる考え方もあると思われるので、そのように考えると郵便法第8条の解釈に当たってパラレルに考えてその通信の説明を郵便に及ぼすことも不可能ではないと思われる。
- 電気通信事業法第4条の1項も2項も対象としているものは通信の秘密に係るものである。そのため電気通信事業ガイドラインに基づき、通信の秘密と関係がない契約者情報、加入者情報のようなものについては、適切な手続きで弁護士会照会をいただいた場合、必要な場合には開示されうる位置づけと認識している。
- 郵便物のあて名情報、国際郵便物のあて名情報、配達原簿情報（配達総合情報システム）について、個人情報データをどう取得し、何を個人情報データベース等として保存し、どう利用しているか等、取扱いの現状や個人情報保護法が求める各種義務規定への対応等について、次回のWGにて整理の上説明してほしい。

- 個人情報保護制度が大きく動いている中で、通信分野、放送分野の動向を見ながら連携して議論を進める必要がある。

(以上)